個人情報を含む書類の誤送付について

1 概要

特別児童扶養手当に関する書類の発送作業を行った際、対象者の氏名等が 印刷された書類1件について、印刷内容とは別の対象者に郵送したことが判 明したものです。

2 経過

令和7年8月1日(金曜日)、手当の受給者および配偶者と児童の氏名、住所、所得額、また、受給者および児童の生年月日、児童の障がい者手帳の種別等が記載された「特別児童扶養手当所得状況届」等を対象者1121人に郵送しました。8月7日(木曜日)、対象者の1人から、本人の状況届とともに、別人の書類も同封されているとの電話連絡が入りました。

原因を調査した結果、書類発送前の確認作業完了後に、1件の書類について、 内容を再確認する必要が生じたため書類を取り出し、その書類を戻す際に誤っ て異なる封筒に戻していたことが分かりました。

3 対応

誤送付の対象となった市民の皆様に経過の説明及び謝罪を行うとともに、 速やかに書類を回収しました。

4 再発防止について

発送前の確認作業完了時に封緘することにより、確認作業後に誤った書類が封入されないよう手順を改善いたします。

5 お詫び

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。今回の 事態を重く受け止め、市民の皆様の信頼を一日も早く回復するよう努めて参 ります。

問合せ先:

高槻市 福祉事務所 障がい福祉課

電話:072-674-7164